

# 岩手

June

6

2017



『朝霧に包まれて(八幡平市)』 写真:真館弘治

## 組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化

(全国安全週間スローガン)

### 〔目次〕

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	2
外国人労働者問題啓発月間	3
女性活躍推進法に基づくえるほし企業及び次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん企業を認定、平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします	4
労働保険年度更新に係るお知らせ、労働保険年度更新等申告書記載相談会及び申告書受付のご案内について	5
着任のご挨拶	6
クエスチョン(労働安全衛生規則の一部改正について)	7
メンタルヘルスとコミュニケーション <sup>⑮</sup>	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ、死亡災害速報	10・11

(事業主のみなさまへ)

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

# 労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

前号のあらすじ

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

## 3 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

### その1 始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。

労働時間の適正な把握を行うためには、単に1日何時間働いたかを把握するのではなく、労働日ごとに始業時刻や終業時刻を使用者が確認・記録し、これを基に何時間働いたかを把握・確定する必要があります。

### その2 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

- (ア) 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- (イ) タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

始業時刻や終業時刻を確認・記録する方法として、原則的な方法を示したものです。

#### (ア) について

「自ら現認する」とは、使用者自ら、あるいは労働時間管理を行う者が、直接始業時刻や終業時刻を確認することです。

なお、確認した始業時刻や終業時刻については、該当労働者からも確認することが望ましいものです。

#### (イ) について

タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基本情報とし、必要に応じて、例えば使用者の残業命令書及びこれに対する報告書など、使用者が労働者の労働時間を算出するために有している記録とを突き合わせるにより確認し、記録して下さい。

また、タイムカード等の客観的な記録に基づくことを原則としつつ、自己申告制も併用して労働時間を把握している場合には、その3に準じた措置をとる必要があります。

(次号に続く)

詳しくは最寄りの労働基準監督署、  
岩手労働局にお問い合わせください。

(<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku>)

# 外国人労働者問題啓発月間

6月1日(木)～6月30日(金)

外国人雇用はルールを守って適正に！  
外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

外国人を雇用している事業場の皆様は  
適正な労働条件確保及び安全衛生の確保等をお願いします。

●適正な労働条件の確保	
1 均等待遇	労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他労働条件について差別的取扱いをしてはならないこと。
2 労働条件の明示	外国人労働者との労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、当該外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面を交付すること。
3 適正な労働時間の管理等	適正な労働時間の管理を行うほか、労働者名簿等の調整を行うこと。外国人労働者の旅券等を保管しないようにすること。なお、退職の際には、当該労働者の権利に属する金品を返還すること。
4 労働基準法等関係法令の周知	関係法令の定めるところによりその内容について周知を行うこと。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するための必要な配慮をするよう努めること。
●安全衛生の確保	
1 安全衛生教育の実施	外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械設備、安全装置または保護具の使用方法等が確実に理解されるよう留意すること。
2 労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
3 労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。また、労働安全衛生法等の定めるところにより健康診断を実施すること。
4 労働安全衛生法等関係法令の周知	関係法令の定めるところによりその内容について周知を行うこと。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するための必要な配慮をするよう努めること。
●雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険の適用	
1 制度の周知及び必要な手続きの履行	雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続について、周知に努めること。労働・社会保険に係る法令の定めるところに従い、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとること。
2 保険給付の請求等についての援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めること。</li> <li>○労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者からの相談に応ずること、当該手続を代行することその他必要な援助を行うよう努めること。</li> <li>○厚生年金保険への加入期間が6か月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨を説明し、年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めること。</li> </ul>

## 女性活躍推進法に基づく えるぼし企業及び 次世代育成支援対策推進法に基づく くるみん企業を認定

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業について、基準を満たす項目数に応じて3段階の厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

岩手労働局内で新たに以下の2社についてえるぼし認定及びくるみん認定を受けました。



[えるぼし認定企業]

株式会社プラザ企画 (認定3段階目)

—県内初の中小企業でのえるぼし認定—



### 評価項目の主な達成状況等

- ・管理職（課長職以上）に占める女性割合16.7%（宿泊業、飲食サービス業平均値9.9%）
- ・女性の非正規社員から正社員への転換実績（過去3年間）：6名
- ・短時間正社員制度（女性2名、男性1名利用）など、多様なキャリアコースが充実
- ・労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計の平均が、直近の事業年度の各月ごとにすべて45時間未満

[くるみん認定企業]

学校法人岩手キリスト教学園

(3回目の認定)

—県内初の3回目のくるみん認定—



### 主な取組み

- ・妊娠した労働者に対し、利用できる制度や手続き、復職後の取扱い等について妊娠中・出産直後・育児休業取得時に個別に通知
- ・妊娠した女性のすべてが育児休業を取得し全員が復職

平成29年10月1日から改正育児・  
介護休業法がスタートします

## 保育園などに入れない場合2歳まで育児休業が取れるようになります！

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児・介護休業法が変わります。さらに、育児をしながら働く男女労働者が育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めます。

### ■改正内容1：最長2歳まで育児休業の再延長が可能に

- ・1歳6か月以後も保育園などに入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業を最長2歳まで再延長できます。
- ・育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

### ■改正内容2：子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度をお知らせ

- ・事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産した

こと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されます。

### ■改正内容3：育児目的休暇の導入を促進

- ・未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

(育児目的休暇の例)

- ・配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など

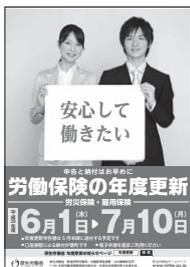


問い合わせ先

岩手労働局雇用環境・均等室

電話 019-604-3010

## 労働保険年度更新に係るお知らせ



○ 労働保険制度は、労働者が業務又は通勤により負傷したり病気になった場合や失業した場合等の際に、労災（補償）給付や失業等給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした国が行う保険事業です。

平成29年度の労働保険年度更新は、6月1日(休)から7月10日(月)までとなっています。事業主の皆様には、この期間中に平成28年度の保険料を確定・精算し、併せて平成29年度の概算保険料の申告・納付を行っていただくこととなります。

また、石綿健康被害救済のための一般拠出金についても申告・納付が必要になります。

年度更新申告書は5月末に各事業場へ送付される予定ですので、期日までに最寄りの金融機関等において手続

きを終えるようお願いいたします。

○ 申請により、労働保険料・一般拠出金について、口座振替による納付を行うことができます。口座振替をご希望される方は、労働局・労働基準監督署に備え付け所定の申込用紙か厚生労働省ホームページ【厚生労働省 労働保険料 口座振替】検索よりダウンロードをして、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

なお、口座振替を利用しますと保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができます。

○ 電子申請による年度更新手続きも可能となっておりますので、積極的な利用をお願いします。

○ 厚生労働省では、年度更新業務の一部を民間事業者へ外部委託することとしています。後日、年度更新申告書等の記載内容について、委託業者から問い合わせをさせていただきます。

○ ご不明な点は、岩手労働局総務部労働保険徴収室（電話019-604-3003）または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

### 労働保険年度更新等申告書記載相談会及び申告書受付のご案内について (労働保険事務組合の申告書は除く)

労働保険の運営につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働局・労働基準監督署職員及び社会保険労務士による労働保険年度更新等申告書の記載相談・申告書受付を行いますので、申告書の書き方などが良く分からない方はこの機会を是非ご利用くださいますようお願いいたします。

なお、記載方法を既にご存知の方、社会保険労務士に委託されている方は、7月10日（月）までに自主申告・納付をお願いいたします。

また、労働保険事務組合の申告書は受付を行いませんので、指定された期日までに岩手労働局に提出をお願いいたします。

本年度も労働保険の年度更新についてのみの実施となり、社会保険に係る相談・受付については行いませんのでご了承ください。

#### 記

- 日時及び場所  
「日程表」のとおり
- 持参するもの
  - 年度更新申告書
  - 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表
  - 木材伐出業の労災保険の申告は「一括有期事業報告書」
  - 建設業の労災保険の申告は「一括有期事業総括表」及び「一括有期事業報告書」

※申告書の受付には事業主の署名又は押印が必要です。  
※確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表及び木材伐出業及び建設業の労災保険に係る一括有期事業報告書を事前に記入の上ご持参いただければ、短時間で申告書記載が完了いたします。

記載せずにご持参いただく場合は、賃金台帳、木材伐出の実績資料、建設工事の請負契約書等、平成28年度の実績を確認できる資料等が必要となります。

〈照会先〉 岩手労働局 総務部 労働保険徴収室  
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号  
盛岡第2合同庁舎5階  
TEL 019(604)3003 FAX 019(604)1532

「事業主控え（申告書の2枚目）及び納付書（領収済通知書）を付けて郵送される場合は、7月10日の4日前までに提出するようご協力をお願いします。」

### 平成29年度労働保険年度更新等申告書記載相談会開催日程表

※開催時間については、開催地区により異なりますのでご確認ください。

開催地区	開催日時	会場	所在地
盛岡	6月23日(金) 9:30~15:30	盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室	盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎
	6月27日(火) 10:30~15:30	都南勤労福祉会館	盛岡市永井23-14-1 (盛岡商工会議所都南支所裏)
岩手	6月21日(水) 10:30~15:30	岩手広域交流センター (プラザあい) 多目的ホール	岩手郡岩手町江刈内6-1-4
遠野	6月19日(月) 10:30~15:30	遠野市総合福祉センター レクリエーション遊戯室	遠野市松崎町白岩字 葉淵1-3
釜石	6月20日(火) 10:00~15:00	岩手県釜石地区合同庁舎 (沿岸広域振興局) 4階大会議室	釜石市新町6-50
宮古	6月21日(水) 10:00~15:00	宮古市民総合体育館 (シーアリーナ) 3階大会議室	宮古市小山田2-1-1
花巻	6月15日(木) 10:30~15:30	花巻農業協同組合 本店 コミュニティーホール 「おっほの館」	花巻市野田316-1
一関	6月20日(火) 10:00~15:00	一関市総合体育館 (ユードーム) 第2・第3会議室	一関市狐禅寺石ノ瀬25-3
奥州	6月19日(月) 10:30~15:30	奥州市文化会館 (Zホール) 展示室	奥州市水沢区佐倉河 字石橋41
北上	6月22日(木) 10:30~15:30	北上市文化交流センター (さくらホール) 小ホール	北上市さくら通り2-1-1
大船渡	6月16日(金) 10:00~15:00	シーバル大船渡 2階大会議室	大船渡市盛町字二本 梓8-6
二戸	6月15日(木) 10:30~15:30	二戸合同庁舎(国) 1階共用会議室	二戸市石切所字荷渡6-1
久慈	6月16日(金) 10:00~15:00	久慈市文化会館 (アンバーホール) 視聴覚室	久慈市川崎町17-1

※ご希望の会場をご利用ください。  
また、会場は混雑する場合がありますので、お越しの際は時間に余裕を持ってご来場願います。  
上記会場以外でも随時、労働保険徴収室及び労働基準監督署で受付しています。



岩手労働局  
労働基準部長  
石田直哉

岩手労働局

## 着任の ご挨拶

この4月1日付けで岩手労働局労働基準部長に着任しました石田と申します。まずは、東日本大震災で被災された方々、そして昨年の台風10号による被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この原稿を書いている最中、政府の先頭に立って震災被災地の復興を進めていくべき立場の方の心ない発言のため、その職を辞するというニュースが流れています。地元の方々の筆舌に尽くしがたいご苦労やご努力によりやっとここまで進んだものの、本格的な復興はまだこれからだという中、東北に縁が深い私自身、この発言には大いに憤りを感じたところです。

東北に縁が深いと申しましたが、私の出身は岐阜県という、東北の方にはあまり馴染みのないところなのです。しかし、入省して最初の勤務地が山形、その後秋田や青森にも勤務し、直前は2回目の青森勤務で、総務部長を務めるなど、通算して東北勤務が14年を超えました。私自身、東北が大好きになり、秋田に家を建ててしまったほどです。（おかげで単身赴任歴も10年を超えました。）

今回、縁あって初めて震災被災県である岩手労働局に勤務することとなりました。もとより働く方々の労働条件の確保・改善や、安全と健康の確保、迅速・的確な労災給付といった基本的なことをしっかりと着実に進めていくことが重要だと考えていますが、特に岩手県では、沿岸部を中心に大規模な復興関連工事が進められており、その労働災害防止や、長時間労働等による過重労働対策は喫緊の課題となっています。復興のために働いている方が、その仕事で心身の健康を害してしまう、ということになれば、真の復興ではありません。私は、このような想いで岩手の復興のお役に立てればと考えている次第ですが、そのためには協会会員の皆様の多大なご理解とご協力をいただかなければその責務を果たすことはできません。どうか、今後とも我々労働基準行政に対する一層のご支援をお願いいたします。

最後に、岩手県内の会員事業場の皆様のますますのご発展とご健勝を祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。



岩手労働局  
労働基準部  
監督課長  
宮崎一彦

4月1日付けで異動してまいりました宮崎と申します。よろしく申し上げます。さて、労働基準監督署に寄せられる相談件数は依然として高水準で推移しており、長時間労働に係る事案についても一定割合を占めているところです。

平成28年には「過労死等ゼロ」緊急対策がとりまとめられましたが、違法な長時間労働を許さない取組の強化や社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化等に係る各施策を推進していく必要がございます。

岩手労働局としては、時間外労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を徹底する等、過重労働による健康障害防止対策に力を入れていきたいと考えております。

今後、局署一丸となって様々な課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、着任の御挨拶とさせていただきます。

クエスチョン

# 労働安全衛生規則の一部改正について

**Q** 6月1日から労働安全衛生規則等の一部が改正されるようですが、その内容と目的はどのようなものですか。

**A** 今回の改正は、近年、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となるなど、産業保健を取り巻く状況が変化してきていることに対応して、産業医制度の充実を図ること等を目的としています。

**Q** 今回の改正により産業医の定期巡視の頻度が現行の毎月1回から緩和されるようですが、緩和するためには何か要件はありますか。

**A** 産業医の作業場等の巡視の頻度が、少なくとも毎月1回が原則であることは変わりありません。

ただし、毎月1回以上、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合には、産業医の巡視の頻度を少なくとも2月に1回とすることを可能としたものです。

一定の情報とは、

- ① 労働安全衛生規則第11条第1項の規定による衛生管理者が行う毎週1回の作業場等の巡視の結果

② 労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものなどがあります。

もし、産業医に情報提供されなかった場合は、産業医が少なくとも毎月1回巡視を行う必要があります。

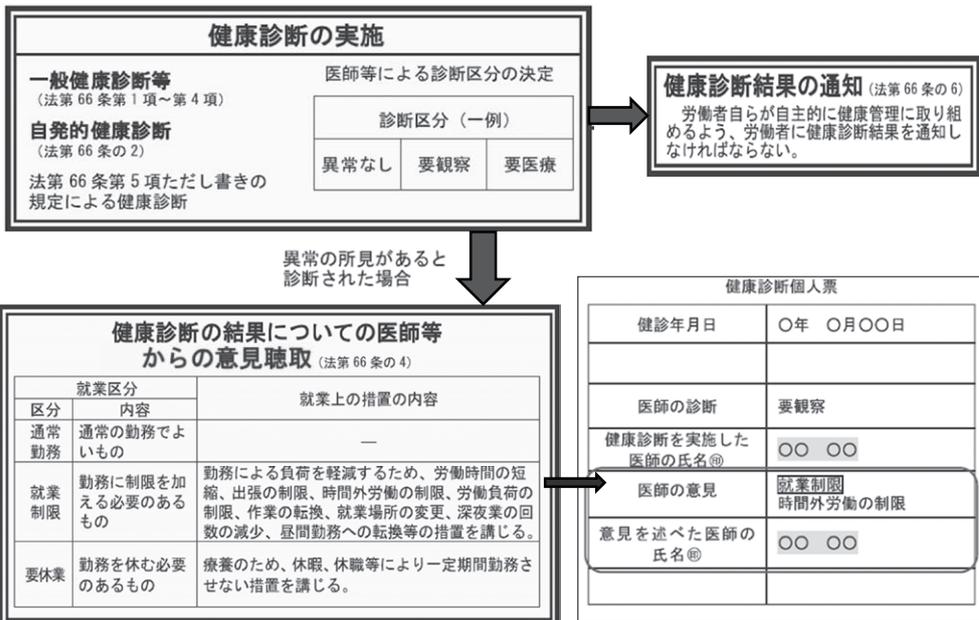
**Q** 今回の改正で、ほかにも事業場で留意すべき点がありますか。

**A** 2点あります。

1点目は、労働安全衛生規則で、健康診断の結果について医師等から意見聴取すべきことが定められていますが、これに加えて、医師等が意見聴取労働者の業務に関する情報を求めたときは、事業者は速やかにこれを提出しなければならないこととされました。

2点目は、医師との面接指導について、事業者は、週40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超えたときは、速やかに、当該労働者の氏名及び超えた時間に係る情報を産業医に提供しなければならないこととされました。

どちらも、医師等が労働者の状態を把握し、そのまま同じ業務で働き続けてよいかどうかの重要な判断材料となる情報ですので、事業場には適切で速やかな対応が求められます。



労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について

# メンタルヘルスと コミュニケーション

⑮ ～褒める①～

今松 明子

みなさんは、部下を、後輩を、同僚を、友人を、そしてご家族を褒めていますか。苦手と感じている方もいらっしゃるだろうと思います。褒めるって意外に難しいと思いませんか。

でも、おだてられた経験、お世辞を言われた経験は誰でもあると思います。その時、どんな気持ちだったのでしょうか。お世辞だなあとわかっている、嫌な気分にはならないことが多いですね。むしろちょっとうれしい気持ちになり、意外にその言葉が心に残っているということもありますね。

褒めるということはどういうことなのでしょう。自分では人を褒めたり、褒められるということあまり意識したことがないという方もいらっしゃると思いますが、積極的に褒められたということではなく、自分なりにちょっと頑張ったところに気が付いてくれ、それを言葉にされた時、「わかってくれたんだあ」「見ていてくれたんだあ」という喜びや嬉しさを感じた経験はあるのではないのでしょうか。反対にちょっと頑張ったんだけど、誰も気が付いてくれない、関心を持ってくれないということでもっと寂しい気分になったことのあるという経験をお持ちの方もいるかもしれません。

褒めるという行為は「関心を持つ」がスタートだということになりそうです。そして、観察をする、気づくというプロセスを経て言葉にすることですね。実際の自分自身の体験とアメリカの心理学者アロンソンとリンダーによって提唱された好意の互惠性「好かれると、その人に好意を持つ」を考え合わせると私たちは自分に対して関心や好意を持ってくれる人にはその関心や好意に応えたいと思うし、あの人は自分のことを認めてくれていると思う人の話は聞こうと思うということが言えるでしょう。つまり、幾分お世辞が入っちゃっているとしても、褒めることはその言葉によって相手の心を浮き上がってしまうような気分させるのではなく、人間関係構築のキッカケ、人間関係を円滑にする手段くらいに考えてみることはできないのでしょうか。そうすると意外に簡単に褒め言葉を口にすることが

できるかもしれません。

子供は褒めて育てようによく言います。心から褒められると心の満足度が高くなり内発的なモチベーションがアップします。もっと褒められたいという気持ちが次の行動につながっていくということになります。つまり、褒めることは良い言動を繰り返して習慣にさせることにつながります。ですから本来の褒めることの目的は好ましい言動を習慣化させることと言えると思います。

部下や同僚や後輩の業務遂行上の不具合の是正は注意や叱るということで行われます。そういう言動をしなければ相手の成長は望めないのかもしれませんが、その中でも良い行動や取り組みに着目して、評価することが次への意欲につながっていくはずです。うまく評価する、うまく褒めることで、自発的行動を促し、成長へとつながっていきます。ですから、プロセスに目を向け、プロセスを褒めるということがとても大事ということになります。

例えば、部下や後輩に依頼していた書類が卒なく期待以上に出来てきた時、皆さんは何と褒めるのでしょうか。「素晴らしい出来だね!」「やあ。完璧な出来だ!」と結果を褒めたくくなります。もちろん事実ですから悪いわけではなりませんが、プロセスを褒めた方が次につながりやすいということです。褒められた側になって考えてみましょう。「まとめ方が工夫されているね。」「まとめ方が絶妙!上手だね。」などはどうでしょうか。次はまとめ方をもっと工夫して、もっといいものにしていこうなんてモチベーションがUPする感じはしませんか。

明治大学齊藤孝先生の著書に次の記述がありました。『いつも口先だけで適当な発言をする人がいる。世間ではその人のことを無責任とか、軽々しいとか批判する。しかし、裏を返せばフットワークが軽く、アイデアが次々となると評価できなくもない。だから、その能力を活かして新しいものを生み出して、とアドバイスもできる。』なるほどなあですね。視点を変えることで相手を認めることができますね。言われた人はきっと嬉しいのではないのでしょうか。

**褒めることは励ましにもなりますね。ぜひ、「頑張れ!」の言葉に変えて、褒め言葉をかけていきましょう。(つづく)**



インフォメーション

## 新会員事業所のお知らせ

4月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(有)フジムラクレーン工業	盛岡市
宮古	ほほえみ水道	田野畑村
宮古	(有)サワダ建装	山田町
花巻	キクシン産業(株)	奥州市
花巻	(株)名東技研 東北第一工場	金ヶ崎町
一関	法師宗	一関市
一関	(福)寿憩会 特別養護老人ホーム いこいの結	平泉町
一関	(有)オフィス松田	一関市

支部名	事業所名	所在地
一関	(有)トラストブレーン	一関市
一関	ビセラル(株) 前沢営業所	奥州市
一関	(株)島元組	奥州市
一関	(株)一関浄化槽センター	一関市
一関	宮石運輸(株) 岩手営業所	一関市
大船渡	(株)興建ハウジング	陸前高田市
大船渡	(株)恵伸技建	陸前高田市
大船渡	桂組	大船渡市

### 「化学物質のためのリスクアセスメントセミナー」を開催します

平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法では、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務付けられました。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、安全データシート(SDS)の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者が対象とされています。

当協会では表記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようお願い申し上げます。(詳細については、HPをご確認ください。)

#### 記

- 日時 平成29年7月26日(水) 13:30~16:30 (受付13:00より)
- 場所 「岩手労働基準協会研修センター2F」 盛岡市北飯岡1丁目10-25
- 対象者 リスクアセスメント担当者(管理者等)
- カリキュラム

時間	テーマ	講師等
13:30~13:35	オリエンテーション	事務局
13:35~16:30	主な内容 (1) 化学物質とリスクアセスメント (2) SDSの内容 (3) 化学物質リスクアセスメントの進め方 (4) コンロール・バンディング (5) その他	労働衛生コンサルタント
16:30~	修了証交付	事務局

- 申込締切日 7月12日(水) ただし定員50名になり次第締切らせていただきます。

### ●プレス機械作業主任者技能講習のお知らせ

労働安全衛生法により動力プレス機械を5台以上有する事業においては、プレス機械作業主任者を選任が必要となっています。

当協会では資格取得のための「プレス機械作業主任者技能講習」を、8月7日(月)、8日(火)に当協会研修センター(盛岡市)で開催いたします。

なお、この技能講習は年1回のみ開催となっています。

詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

講習会のお知らせ 29年8月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	6/29(木)～30(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	締切	10,800	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	7/18(火)～20(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	締切	16,200	2,160
		7/18(火)～19(水)・21(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
		8/28(月)～30(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
		8/28(月)～29(火)・31(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	6/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	締切	10,800	1,944
	プレス機械作業主任者技能講習	8/7(月)～8(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,800	1,512
	玉掛け技能講習	6/12(月)～14(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	22,680 (一部免除者) 20,520	1,645
		6/19(月)～21(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		6/20(火)～22(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		6/20(火)～21(水)・23(金)	二戸職業訓練協会他	20	二戸支部		
		7/10(月)～12(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/1(火)～3(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/1(火)～2(水)・4(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/8(火)～10(木)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		8/24(木)～26(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/24(木)～25(金)・27(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/29(火)～31(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	8/29(火)～30(水)・9/1(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	6/19(月)～22(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部	29,160	1,620
		7/4(火)～7(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		7/4(火)・10(月)～12(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		7/10(月)～13(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/14(金)～17(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/24(月)～27(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		7/25(火)～28(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		8/21(月)～24(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
8/28(月)～31(木)		岩手労働基準協会研修花巻支部	40	花巻支部			
フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	7/10(月)・14(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	12,960	1,620	
小型移動式クレーン運転技能講習	6/13(火)～15(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部	29,160	1,645	
	6/26(月)～28(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部			
	7/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
	7/4(火)～6(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
	7/4(火)～5(水)・7(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	7/4(火)～6(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部			
	7/27(木)～29(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	8/1(火)～3(木)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部			
	8/21(月)～23(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部			
ガス溶接技能講習	7/19(水)～20(木)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部	9,720	864	
	8/1(火)～2(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部			
	8/3(木)～4(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部			
	8/3(木)～4(金)	久慈職業訓練協会他	40	二戸支部			
高所作業車運転技能講習	7/18(火)～19(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部	34,560 (一部免除者) 31,320	1,850	
	7/18(火)・20(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	7/19(水)～20(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部			
	7/19(水)・21(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部			
安全衛生推進者養成講習	8/9(水)～10(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,640	1,404	
	8/23(水)～24(木)	釜石職業訓練協会	40	釜石支部			
特別教育	アーク溶接等の業務特別教育	6/15(木)～16(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	9,720 10,800	1,080
		7/10(月)～11(火)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部		
		7/27(木)～28(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	自由研削と石の取替え等の業務特別教育	6/12(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,400 6,480	1,188
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	7/4(火)～5(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	粉じん作業特別教育	7/11(火)	アイ・ドーム	30	一関支部	4,860 5,940	648
		8/4(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	7/13(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	7,560 8,640	648
		8/3(木)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/11(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	1,296
8/2(水)		アイ・ドーム	30	一関支部			
	動力プレス金型等の取付等業務特別教育	8/24(木)～25(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	8,640 9,720	1,080
その他の	職長教育	6/28(水)～29(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	11,880 12,960	864
		7/18(火)～19(水)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部		
		7/24(月)～25(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	職長・安全衛生責任者	6/22(木)～23(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	11,880 12,960	1,512
	刈払い機取扱作業安全衛生教育	8/30(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	7,560 8,640	2,700
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	7/26(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	本部	4,860 5,940	864
	第1種衛生管理者準備講習会	6/14(水)～15(木) 及び 6/22(木)～23(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,040 16,200	6,696
	安全担当者研修会	6/16(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 5,940 非会員 7,020	無料 1,000 756
	危険予知普及講習	8/22(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部		

※二戸支部6月開催の玉掛技能講習の日程が変更となっております。詳しくは二戸支部へお問合せください。

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。

■ 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。

■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

### 岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

### 死亡災害速報 (4月)

■盛岡署 運輸交通業 (一般貨物自動車運送業) 4月 男 (60歳代) 墜落、転落

被災者は、最大積載量10トンの車両積載形トラッククレーンに住宅用資材を積載し、新築住宅工事現場に向かったが、作業場所が狭隘であったため、近くの駐車場で、最大積載量3.75トンの車両積載形トラッククレーンに資材を積み替える作業を行っていた。作業を開始してまもなく、通行人がうつ伏せで倒れていた被災者を発見、救急搬送されたが、翌日死亡した。

■花巻署 運輸交通業 (一般貨物自動車運送業) 4月 男 (40歳代) 交通事故 (道路)

千葉県から岩手県に荷物を運搬するため、常磐自動車道下り線を走行していた被災者の運転する大型トラックが、対向車線にはみ出し、同自動車道上り線を走行していたダンプトラックと正面衝突した。

■花巻署 製造業 (セメント・同製品製造業) 4月 男 (30歳代) 墜落、転落

プラントの貯蔵びん内補修工事に立ち会っていた被災者が、ホッパーの排出ゲートが開いた状態で排出されなかった骨材 (砂) をスコップではぐす作業を行っていたところ、砂に埋まり死亡した。

クイズでゲット

今年の10月1日に改正育児・介護休業法がスタートします。  
 改正内容1は、最長2歳まで育児休業の再延長が可能になります。  
 改正内容2は、子供が生まれる予定の方などに育児休業等の制度をお知らせする努力義務が創設されます。  
 改正内容3は、次の①から③までのどれになるでしょうか？

- ① 介護目的休暇の導入を促進
- ② 育児目的休暇の導入を促進
- ③ 育児・介護目的休暇の導入を促進

ヒント 本誌4ページの記事を参考に回答してください。

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成29年6月20日(火)消印有効
- 宛先 ㊟020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25  
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て  
FAX 019-681-1018  
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 5月号の正解 ③

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

輪の外に出ると心が寒くなる

いつも内に籠っていると、安全ではあるが面白味には欠けてくる。かといって輪の外に出てみると守ってくれるものがなく、心が寒くなる。

(川柳原生林3月号<杜若>中里陽子作品より)

新コーナー ご当地紹介コーナー 6月・水無月



くずまき高原牧場まつり

写真提供：くずまき高原牧場

東北一の酪農郷である葛巻の乳製品・特産品をPRして消費拡大に繋げるためのまつりです。人気No1の牧場体験、牛の乳しほり体験や羊の毛刈り体験など内容盛りだくさんです。くずまき高原牛モロ丸焼きコーナー、くずまき高原チーズピザ、乳製品や特産品などの販売をはじめ、地域の各種団体、岩手三陸復興支援ブースなど多数出店します。また、屋外ステージ出演者も多数出演。毎年大盛況のすごい大道芸人によるパフォーマンスもお楽しみください。

開催日 6月10日(土)～11日(日)  
10:00～16:00  
主催 くずまき高原牧場まつり実行委員会  
開催地 くずまき高原牧場  
お問い合わせ くずまき高原牧場プラトール  
電話 0195-66-0555

岩手の死亡災害(4月末)

製造業	1	(2)
鉱業	0	(0)
建設業	1	(1)
運輸交通業	2	(0)
林業	1	(1)
商業	0	(1)
その他	1	(1)

累計 6 (6)  
( )内は前年同期

編	集
後	記

6月は様々な月間があります。全国安全週間準備月間、外国人労働者問題啓発月間、土砂災害防止月間、環境月間、リウマチ・食育・まちづくり・土砂災害防止月間、それに加えて「男女雇用機会均等月間」があります。厚生労働省では6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女平等な取り扱いをはじめ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止等の徹底を図っています。昭和60年に「男女雇用機会均等法」が成立して32年を迎えました。今年の1月1日に「改正男女雇用機会均等法」、「改正育児・介護休業法」が施行されました。均等法が成立した昭和60年の女性雇用者数は1,548万

人、平成26年では2,436万人となり、1.57倍となっています。雇用者数に占める女性の割合は、昭和60年では35.9%でしたが、平成26年では43.5%と上昇しています。昭和60年の管理職に占める女性割合は1.4%、平成26年は8.3%に上昇しています。日本の総人口は1億2,693万人です。今後の内女性数は65,171千人で割合は51.3%です。今後益々人口減少が予測されていますが、女性の就業者数・割合は増加するものと思われます。女性の働きやすい職場環境や待遇改善を進めて、経営を考えなくては企業は生き残れなくなるかもしれません。皆さんはどう思われますか？

発行 平成29年6月1日 発行所 公益財団法人岩手労働基準協会  
 定価 1部 100円 盛岡市北飯岡一丁目10-25  
 { 会員事業所の購読料 } ㊟020-0857 / ㊟019-681-9911 / FAX019-681-1018  
 は年会費に含む 編集・発行人 戸澤勝弘